

# 空き家等解体補助事業のご案内

生まれ育った家・子どもの頃遊びに行った親戚の家など、思い出が詰まった家も、住まなくなると老朽化が加速していきます。

近年、人口減少や少子化が進み、白鷹町においても空家等が増加し様々な問題が顕在化し、町民の生活環境の保全のために、空家等に対する適切な対策・対応が求められています。

白鷹町では「空家等対策の推進に関する特別措置法」でいう、放置すれば倒壊等のおそれのあるものや、衛生上、景観上、生活環境等の問題により放置することが不適切な状態にある建物を「特定空家等」に認定して、所有者等による適切な管理が実施できるよう、独自の解体補助制度を設け支援しております。

思い出詰まった家とは存じますが、今後、建物の使用予定が無い場合は、本補助事業を活用いただくことをご検討ください。

## 補助金額

- 対象費用：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1 / 2 (1,000円未満切り捨て)
- 補助金上限額：500,000円
- 過去に本補助金を受けている場合は既に交付した額を差し引いた額

## 補助対象内容

- 特定空家等に認定された建物とする。
- 事業実施者は所有者等に限るものとする。  
所有者等が複数の場合は代表者を選任して、実施することができる。(権利者同意必須)  
※所有者等とは：所有者または法定相続人等
- 解体撤去工事は町内事業者が実施するもの。
- 公共事業による移転等の事業は含まない
- 対象事業費が500,000円以上のもの。
- 所有権以外の権利が設定されている場合は、解除するか、承諾又は許可を得ているもの。



### <問合せ・申請先>

◎白鷹町空き家対策窓口 白鷹町役場 企画政策課 0238-85-2111(代表)

